



平成 19 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・オー・データ機器  
代 表 者 名 代表取締役社長 細 野 昭 雄  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 6 9 1 6 )

問 合 せ 先

役 職 ・ 氏 名 執行役員管理部部長 IR 担当 山 森 光 久

電 話 番 号 076-260-3377

## 内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議いたしました。このたび平成 19 年 8 月 20 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として、「アイ・オー・データ機器行動憲章」及び「アイ・オー・データ機器行動規範」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
- (2) 取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。
- (3) 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、コンプライアンス委員長、事務局及び社外監査役を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図る。
- (4) 社長直轄とする監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び常勤監査役に報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
- (2) 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク・海外カントリーリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備する。
- (3) 管理部が全体のリスクの統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
- (2) 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
- (3) 取締役、常勤監査役、執行役員及び部長職で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- (4) 取締役、執行役員及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

#### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する執行役員を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的の子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- (4) 当社の監査室は、定期的の子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び常勤監査役に報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査室所属の使用人が兼務し、必要に応じて管理部門に所属する者も職務の補助にあたるものとする。

#### 7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役会の承認を得るものとする。
- (2) 監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

- ① 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- ② その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

#### 9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催する。
- (2) 監査室は、監査役との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとする。
- (3) 監査役及び監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図っていくものとする。

以上